

## 医療法人博悠会等にかかる債権の弁済受領完了について

2012年12月6日  
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、企業再生支援委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる債権の弁済受領を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

### 1. 対象事業者の氏名又は名称

医療法人博悠会及び株式会社アトラス（以下「対象事業者」という。）

### 2. 経緯

対象事業者につきましては、2011年3月31日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年6月28日に法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いました。同年8月には、機構は、対象事業者に対し、少額債権者等へのリファイナンス資金として462百万円の融資を行いました。

その後、機構は対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、機構が保有する債権について弁済受領する決定に至ったものです。本決定を受けて、本年12月中に債権の弁済受領が完了する予定です。

### 3. 債権額等

機構は、対象事業者に対し、462百万円の融資を行い、事業収益および担保処分による一部弁済（124百万円）を受けていましたが、今般、残債権全額に当たる338百万円の弁済を受け、全額完済となる予定です。

### 4. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣： 意見なし

以上